

令和5年度 北九州社会人バスケットボールリーグ規約

まえがき

この利用規約（以下、「規約」という。）は、北九州社会人バスケットボールリーグ（以下、「リーグ」とする。）がリーグ運営における利用条件を定めるものである。各登録チーム、選手、役員は規約に従って互いの発展を目指して円滑に運営を行うよう務めること。

リーグ全体の声を聞きながら規約は常に更新される。今後もリーグは選手、チームに寄り添った運営を行う。

以上

第1章～代表者会議・役員会～

第1条（代表者会議）

1. 各チーム代表者会議は必要に応じて開催し、リーグに関するすべての事項の決定又は確認を行う。
2. 開催の日時・会場については総務部が日程調整後決定し、各チーム・理事への連絡をグループLINEを通じて行う。

第2条（役員会）

3. 役員会は会長、副会長、顧問、総務、競技、審判の各部員で構成される。
4. 役員は代表者会議により選出される。なお役員の重任は妨げない。この役員により役員会を開催しリーグの運営、その他の事項を決定する。
5. 役員会の開催については、総務部が必要に応じて日時・場所を決定の上、開催する。
6. 役員会に出席した役員には、報酬として1回につき1,000円、総務部を通じて当日に精算を行う。
7. 新規役員は常に募集しており、希望する方は代表者会議終了後開催される役員会などでその意志を伝えること。

第2章～登録～

第3条（登録）

8. 本規約を遵守しリーグの発展に寄与すると認められるチームであることが、役員会で認められることにより、チームとして登録される。
9. チームの登録申請は所定の書式により、代表者（1名）・副代表者（1名）・審判員（2名・審判Eランク以上のライセンスを持った者が望ましい）・選手（5名以上）を記入し、指定する日時までに競技部にメールにて提出する。なお、複数チームへの重複登録は認められ

ない。

10. 選手の参加登録資格は、中学生を除く15歳以上の男女で高校でクラブに所属していない者とする。
11. 今期の登録料は、男子38,000円/年、女子30,000円/年とする。登録料は代表者会議の説明を経て規約に同意したチームが指定の口座へ振り込むこととする。なお登録取り消し又は登録辞退の場合は既納の登録料の返還は行わない。なお、登録料は登録チーム数、試合数に応じて期によって変動する。

第4条（保険の加入）

12. 試合中、リーグ運営中に発生した事故、怪我についてリーグは関知しない。そのため選手はスポーツ保険に加入することが望ましい。

第5条（選手の追加登録）

13. 選手の追加登録は午前中2試合に該当するチームは試合当日朝の第一試合開始前まで、午後以降の2試合に該当するチームは第3試合開始前までにチーム責任者が追加登録用紙に必要事項を記入の上、会場責任者に届けることにより登録できる。なお追加登録用紙には必ずチーム責任者の捺印がなければならない。

第6条（審判員の登録及び講習会）

14. 審判員の登録は年度始めに第3条-9の方法による。
15. 審判員は、年1回以上開催される審判講習会（新ルール説明・登録を含む）に出席し各チーム2名以上（正、副）登録しなければならない。
16. 審判講習会に欠席の場合は当該チームに規定の罰金を処すものとする。
17. 審判員は、審判を行う場合は必ずレフリーカッター、黒のパンツ（ベルト必須）、黒のシューズを着用しなければならない。ただし、ノーベルトタイプの審判服の場合のみ、着用は不要とする。パンツやシューズは必ずしも公式のものである必要はない。
18. 審判員のセカンドユニフォーム（ハーフパンツ）は夏季（6～10月）は可とし、他の季（4～5、10～3月）は不可とする。JAB公認のセカンドレフリーシャツ、パンツに限る。
19. 各チームはゲームの速やかな運営のためにチーム内で最適者を選出し、登録しなければならない。チームが登録した審判員が適任でないと判断した場合は審判部から指導を行う場合がある。
20. 本リーグは日本バスケットボール協会の下部組織であることを考慮し、令和6年度より最低1名以上E級審判取得者を登録することを必須とする予定である。なお令和5年度は必須ではない。

第3章～試合～

第7条（シーズン）

21. 4月から3月までの1シーズン制とする。

第8条（会場）

22. 各試合は、決められた会場で行うものとするし、担当役員で適切な場所を設定する。
23. 選挙、ワクチン接種などにより会場は急遽使用できなくなる場合がある。代替会場及び日程を準備することが出来ない場合、その試合は無効試合となり代替試合は行わない。
24. 各会場には、競技部が任意で指定したチームを「会場責任者」として派遣する。その報酬は午前の部/午後の分につき各1,000円とし会計を通じてリーグ最終日に支払う。
25. 会場責任者は「会場責任者チェック表」の通りに運営する。今期より会場での立替支払い義務は発生しない。
26. 午前の部で2試合目の試合終了後のベンチ清掃などが予定時間より早めに終了した場合はその時点で解散となる。ただし、会場責任者は指定の時間（12:30）まで会場に残り、午後のチームの会場責任者に引き継ぎを行うこと。引き継ぎ終了をもって午前の部の会場責任者の役割を終えるものとする。
27. 会場責任者にとって絶対の必須事項は以下とする。これを怠ると運営に支障をきたすため注意すること。
- a. 午前の部：事前に会場責任者チェック表の印刷
 - b. 午後の部：試合終了後に結果を→競技部崎村氏へチェック表を総務部小林へ共に直接LINEで写真撮影し送る

第9条（チーム）

28. 男子ブロック・女子ブロックに分け、各ブロックでリーグ戦を行う。
29. 男子ブロックについては1～3部制としブロック分けは前年度の成績をもとに競技部が役員会で決定する。
30. 新規加入チーム、及び再加入のチームの加入ブロックについては基本的に3部スタートとするがチーム、リーグの状況により所属部は変動する。
31. 女子ブロックは、1部制のリーグ戦とする。チーム数が少ない場合2、3回の総当たりになる場合がある。

第10条（順位の設定）

32. ブロックの順位は勝数・当該チームの対戦結果・得失点差の順で決定し最終順位は競技部の定める方法により決定する。
33. 基本は上位2チーム昇格、下位2チーム降格とするが、来期以降のチーム数増減によりその数は変動する。昇降格がない場合もある。

第 11 条 (ユニフォーム)

34. 試合には、チームとして上下が統一された濃淡のユニフォームを着用しなければならない。リバーシブル、ビブスなどは認められない。
35. 組み合わせ表で左側のチームがユニフォームの淡色を着用、ベンチはオフィシャル席に向かって右側を使用する。
36. ユニフォームの下に着用するアンダーウェアの着用は見えなければ色はチームで混在していても問わない。ただし、Vネックの上着ユニフォームに対して丸首のアンダーウェアは見えてしまうので注意すること。
37. タトゥーが見える場所に施されている選手は周囲を威圧することがないようにアンダーウェアなどで隠すことを奨励する。
 - a. アンダーウェアは圧着タイプでチームで同一色であれば長袖、半袖問わず全てを認める。
 - b. 長袖Tシャツをアンダーウェアとして着用することは安全上の理由から不可とする
 - c. アンダーウェアがユニフォームの外に見える場合はチームとして色は統一すること。違う色などが混在してはならない
 - d. サポーターなども同様。色を統一すること
38. 試合日程上、週をまたいでユニフォームの色が同色で続く場合、対戦チームの同意のもとであれば濃淡の色の変更は可能である。

第 12 条 (試合スケジュール)

39. 年度当初決定したスケジュールによる。未定スケジュールについては、決定次第競技部がグループLINEまたは公式サイトにて連絡する。
40. チーム事情により試合不可能が生じた場合には、試合の1週間前までに関係チームと競技部まで速やかに連絡を行わなければならない。試合結果については0対20の不戦敗とする。
41. 不戦勝のチームは当日、練習試合を行うこともできる。但し、不戦勝・不戦敗の両チーム共に審判・オフィシャルの責任を逃れることはできない。不戦敗であっても試合会場にこなければならないということになる。不戦敗のチームが当日誰も会場入り出来ない場合は必ず代替りの審判・オフィシャルを準備すること。
42. 対戦相手となる両チーム共に試合不可能となった場合、試合結果については0対0の引き分けとする。但し、両チーム共に審判・オフィシャルの責任を逃れることはできない。この場合もチームが当日誰も会場入り出来ない場合は必ず代替りの審判・オフィシャルを準備すること。

第 13 条 (試合開始時間)

43. 試合開始時間は、競技日程表による。

44. 各チームは、試合、オフィシャル及びその他の集合時間に遅れてはならない。遅れが発生した場合の罰則は以下の通りとする
- a. 遅れ 5 分以内：遅れチームのテクニカルファールにて処理し試合を開始する
 - b. 遅れ 5 分以上：遅れチームの 0 対 20 の不戦敗とする。但し、双方のチーム及び審判員の判断により練習試合を行うことができる。この場合、練習試合を行う 2 チームは、日程表に記された該当枠の試合の審判・オフィシャルをしなければならない。なお試合終了時間を次の試合開始時間、又は体育館の閉館時間に支障のないようにせねばならない。

第 14 条（会場の準備・片付け）

45. 当日試合予定の各チームの代表者（代理人）1名は、会場準備、片付けまたは諸連絡があるため 「規約（スマートフォンで閲覧できれば紙で印刷してなくても代替可）」、「ゴミ袋2枚」、筆記用具を持参の上、当日決められた時間に試合会場に集合しなければならない。
- a. チームの集合時間は午前の部は9：00、午後の部は12：30とする
 - b. 午前第1、2試合目のチーム代表者（代理人）は、午前中試合前の点呼に参加
 - c. 午後第3、4試合目のチーム代表者（代理人）は、午後試合前の点呼に参加
 - d. 上記は午前/午後の部の会場責任者に報告しなければならない。（点呼確認用紙に署名他）
46. 準備は第 1、第 2 試合目チーム代表者（代理人）及び第 1 試合目のチーム及びオフィシャルにあたるチーム全員で行う。
47. 片付けはその日最終試合の、ゲーム及びオフィシャルにあたるチーム全員が行う。
48. 片付けをしたチーム及び当日ペナルティを犯した各チームの代表者（代理人）1名は、終了後確認の点呼を受けなければならない。
49. 当日会場で出た吸い殻・空き缶・その他のゴミは当日ペナルティを犯したチームが持ち帰る。当日ペナルティを犯したチームがない場合、ゴミの持ち帰りは当日の日程表に記されたチームが行う。指名されたチームはそれに従い不法投棄などすることなく、各チーム代表者が責任を持って処分しなければならない。

第 15 条（審判・オフィシャル）

50. 各チームの審判およびオフィシャルは、競技部が調整した日程表により試合運営を行うものとする。各チームは、審判 1 名・オフィシャル 3 名以上を、割り当てられた試合開始 15 分前までに派遣しなければならない。不戦敗などにより自チームの試合が行われない場合も、日程表通りに審判およびオフィシャルを派遣しなければならない。
51. 帯同審判以外の審判員が審判を行った場合は、リーグから審判部を通して 1 試合 1,000 円の審判料を支払うものとする。
52. 各ゲーム終了後は、審判員とオフィシャル員が必ずスコアシートに記名し審判員が会場責任者へ提出する。会場責任者は翌日までに競技部の崎村に試合結果を、総務部の小林に会場責任者チェック表を個別LINEにて報告する。
53. 備品の不足、破損に気づいたオフィシャル及び審判は、速やかに会場責任者へ報告するこ

と。会場責任者は翌日までに総務部に連絡し、総務部が次の試合までに準備、設置する。
また、備品の管理は競技部が行うが、会場責任者などに委託することがある。

第16条（天候等の試合中止）

54. 各天候等でやむを得ず試合中断をする場合、会場責任者及び当会場にいる役員の判断に任せるものとする。
55. 中断と判断した場合、リーグ代表の安江（やすえ）と各部責任者に報告しなければならない。
56. 中断した試合は、競技部より再試合の日程を決定し、対象チームの代表者へ競技部より連絡する。

第4章～モラル・マナー～

第17条（試合中及び体育館使用時）

57. スポーツする者としてのルール、マナーを守り当リーグに参加する事。
58. ベンチに入っている限り、チームメンバーとしての自覚を持ち、試合中の言動・行動に注意する事。相手チームや審判に暴言や悪態などは許されない。そのような事態が発生した場合は厳しく対応する。
59. 以下の項目内容に関して罰則等のペナルティは即発生しないが、注意項目の対象とする。チーム代表者は試合前に必ず自チームの下記項目に対して確認し、指摘がないようにすること。
 - a. ネイル（爪の長さ、つけ爪）
 - i. スポーツをする上で支障を来すものは身につけることを避ける。
 - ii. 爪は短く丸く切り、爪が原因で怪我をすることがないようにすること。
 - b. 装飾品
 - i. ネックレス、ピアス、ブレスレット、ヘアゴムを手首につけるなどをしないこと。クッション性のあるリストバンドやヘアバンドなどは装飾品にあたらぬ。

第5章～罰則～

第18条（罰則）

60. リーグ規約に違反するチーム及び選手に対しては、以下の処置を行うものとし役員会で協議の上、競技部長が決定するものとする。
61. 決定事項は事務局を通じて当該チームの責任者に1週間以内に通知される。通知を受けたチームはその決定に従う。罰金に関しては、通知を受けた日から2週間以内に協会口座にチーム名で振り込まなければならない。（手数料についてはチーム負担）この罰金については、相手チームまたはリーグの運営費に当てられる。

- a. 試合不成立
 - i. 試合は成立しないが審判、オフィシャルは行える場合、該当したチームは、罰金5,000円とする。
 - ii. 試合終了予定時刻までに、チーム関係者（監督、コーチ、選手）が1人も試合コートに到着しない場合は、リーグ事務局を通じて相手チームへ罰金10,000円を支払う。
 - iii. 試合不成立の原因を1シーズン中に3回起こしたチームは、その時点で除名とする。
- b. 代表者会議・準備などの欠席
 - i. 代表者会議に、チームから1名も出席しない場合は5,000円の罰金とする。
 - ii. 会場準備前の集合点呼及び片付け終了後の点呼時に、各チーム代表者（代理人）1名がその場にいない場合は5,000円の罰金とする。
 - iii. 審判講習会を欠席したチームは5,000円の罰金とする。
- c. 審判
 - i. 審判員のレフリースタッフ、黒のスラックス、黒いベルト、黒いシューズの着用義務を怠った場合は、5,000円の罰金とする。
- d. 体育館使用規則
 - i. 土足による入館・上履きによる出館を行った者、指定場所以外での喫煙を行った者（歩きタバコ、電子タバコ含む）、その他体育館使用規則に違反した者は、3試合の出場停止とする。悪質な者に関しては、役員会で協議の上さらに厳重な処分を行うものとする。さらに、チームとしての管理責任を怠った罰としてチームに対して5,000円の罰金とする。
 - ii. ゴミの持ち帰りを怠ったチームは、5,000円の罰金とする。
 - iii. 施設所有物を故意に破損等させた場合は当事者に対して修理等の負担を課し、当年度の残試合出場停止処分としリーグ役員会で協議しその後の処分を決定する。
- e. 重複登録
 - i. 重複登録の選手が出場した試合が発覚した場合には没収試合とし0-20で敗戦とする。原因のチームは10,000円の罰金、該当選手は今期の出場停止とする。
- f. 未登録
 - i. 未登録の選手が出場した試合が発覚した場合には没収試合とし、0-20で敗戦とする。該当チームは10,000円の罰金とする。
- g. 試合中の暴力・暴言

- i. 相手チームや審判に対して悪疎な試合態度及び暴言を為したチーム又は選手については、チームに対して10,000円の罰金とする。
- ii. ヤジや相手を揶揄した言動などは許されない。そういった場面が発覚した場合は後日聞き取り調査を行い、罰則の対象になることがある。

上記罰則にも従わない場合、又は罰金の累計が20,000円以上になった場合は、リーグ役員会で協議しその処分を決定する。本条項に規定していない事象が発生した場合も役員会の協議により競技部長が決定する。

第5章罰則規定は罰則を課すことも、罰則金を徴収することも本来の目的ではない。上記に該当する事態が起こってもその状況などを十分考慮し、役員会で協議の上、罰則および罰則金を課さない場合や減額となる場合がある。別紙罰金早見表を参照。

第6章～シニア～

第19条（参加資格・登録）

62. 参加資格は満40歳以上とし上限は設けない
63. 参加料金はシニア1枠で1シーズン20,000円とする。試合数、参加人数によって試合当日参加料金を徴収する場合がある。
64. 通常のリーグに参加している選手でも年齢条件他を満たせばシニアに参加できる
65. 参加を希望するものはリーグ総務部の小林または競技部の崎村へ問い合わせをすること。個人、団体（5名以上）どちらも可。
66. シニアは特定のチーム形式を要さず、試合当日に参加人数によって振り分けが決まる。
67. シニアの選手は特定のチームに登録せず「シニア」という枠に登録すること
68. 登録は満40歳以上であることがわかる証明書のコピー、および登録用紙の必要項目に記入の上、小林または崎村まで事前に提出すること
69. 追加登録が発生する場合は通常リーグの代表者には提出せず小林または崎村まで追加登録用紙を提出すること。

第20条（試合）

70. 公式戦の形式は用いず、練習ゲームの形式で行う
71. シニアの練習ゲームでは審判、オフィシャルは必ずしも必要としない
72. リーグで認められた正規ユニフォームを着用する必要は無い

第21条（規約の適用範囲）

73. シニアはリーグの規定が及ばない範囲がある。

第7章～衛生・体調管理～

第22条（体調管理）

- a. 試合参加条件
 - i. 当日試合会場に入場できる条件としては当日の体温平熱であることのみだがチーム内にて「新型コロナウイルスの濃厚接触者に該当する可能性がある」、「平熱だがなんとなく体調がすぐれない」などの場合はチーム責任者が責任を持って会場入り及び試合出場の判断を行うこと。

第22条（試合中および試合後の衛生管理）

74. 試合終了後、テーブルオフィシャル交代時などはリーグより前年度審判講習会会場にて配布された消毒液とペーパータオルで消毒を徹底すること。左記が不足した場合は各自補充して使用すること。
75. 試合中において選手のマスク着用は任意であるが、審判員はリーグより配布されたホイッスルカバーを着用して審判業務にあたること。
76. 衛生条件により棄権する場合
 - a. やむを得ず試合日直前に棄権することになった場合は速やかに直接対戦チーム、会場責任者へ連絡すること。
 - b. 試合に棄権する場合でもテーブルオフィシャルと審判の義務は発生するが、それさえも不可能な場合はリーグ役員からの指示を仰ぐこと。
 - c. 試合を棄権する理由が新型コロナウイルスに関することである場合、様々な個別の対応が必要となる。罰金や代替えチームの手配などその都度リーグが対応していくものとする。
77. リーグ中止
 - a. 新型コロナウイルスが更に拡大し、ワクチン接種会場がリーグ使用予定の体育館に設定された場合はその後のリーグ運営が困難となるためそこで今期のリーグ戦は中止となる可能性がある。
 - b. 福岡県が「緊急事態宣言」、「まん延防止重点措置」などの対策を発令した場合は社会情勢を十分に考慮し続行することを基本とする。
 - c. 中止した場合は残り試合数などを考慮しその都度対応する。ただし、試合消化状況が70%を超えている場合には今期リーグは成立したものとする。

第8章～SNS利用～

78. リーグは相互情報伝達手段としてスマートフォン、PCアプリ「LINE」を使用している為、リーグ所属チーム代表者または担当者は各LINEグループへ参加しなければならない。
79. リーグ会議の参加要請、規約改正など全ての情報は各所属部のLINEグループから全チームへ同報として発信されるので見逃すことが無いようにすること。
80. リーグを脱退あるいはLINE担当者に変更になる場合は速やかにリーグ役員に連絡すること。
81. チームが昇格あるいは降格する場合は所属LINEグループも変わるため、リーグ最終日の

審判講習会会場で来期の所属部へ変更作業を行う。

82. 会場責任者に任命されたチームのSNS担当は試合終了後、会場責任者チェックシートをリーグ総務部小林へ、スコアシートを競技部崎村まで撮影し直接LINEにて送信すること。グループLINENには投稿しないこと。

第9章～備考～

83. 罰金振込先
 - a. 福岡ひびき信用金庫 中原支店（店番）092（普）0240185
 - b. 名義 「北九州社会人バスケットボールリーグ 代表 小林哲也」
84. 罰金は、チーム名で振り込むこと。それ以外は無効とする。
85. 事務局代表連絡先
 - a. 競技部 安江（携帯電話）注：審判講習会での配布資料には番号添付
 - b. 審判部 隅田（携帯電話）注：審判講習会での配布資料には番号添付
 - c. 総務部 小林（携帯電話）注：審判講習会での配布資料には番号添付